

# 一般廃棄物処理手数料の改定について

## I 背景

一般廃棄物処理手数料は、処理原価の状況等の変化により適宜見直されるべきものですが、ごみの処理手数料は平成 20 年度に改定して以降、リーマンショックや消費税増税等の影響を考慮して据え置いた状態であり、処理原価に対し低い設定となっています。

また、昨年度、近隣市（豊田市、岡崎市、西尾市）が、ごみ処理施設への搬入手数を尾張地方と同じレベルに引き上げており、価格が低いことによる近隣市からの事業系ごみの流入が懸念される状況にあります。

そのため、手数料の改定についてごみ減量推進委員会に諮問し、答申を踏まえて改定したいと考えています。

## II 一般廃棄物処理手数料

### 1 一般廃棄物処理手数料に関する規定

#### （1）安城市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例

第 10 条の別表第 1 において一般廃棄物処理手数料を規定しています。

##### ●家庭系廃棄物

- ・処理施設への搬入手数料：50 円/10kg、30kg 以下無料
- ・粗大ごみ収集運搬処分：1 個 800 円
- ・家電リサイクル法対象品目の運搬：1 個 1,200 円

##### ●事業系廃棄物

- ・処理施設への搬入手数料：100 円/10kg

##### ●し尿

- ・定額制で 1 月に 1 回収集する場合：1 便槽につき 250 円 など

#### （2）安城市せん定枝リサイクルプラントの設置及び管理に関する条例

第 6 条の別表においてせん定枝等処理手数料を規定しています。

##### ●市民

- ・処理施設への搬入手数料：50 円/10kg、30kg 以下無料

##### ●造園業者・果樹栽培農家等

- ・処理施設への搬入手数料：60 円/10kg

## 2 改定を検討する手数料（案）

## &lt;対象&gt;

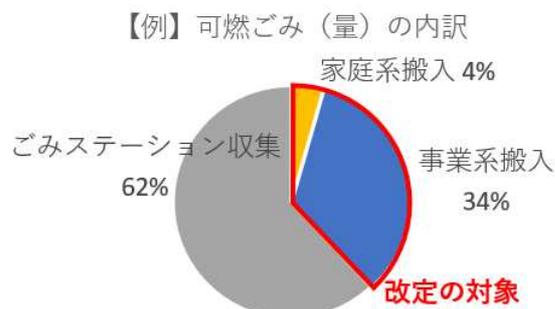
処理施設への搬入手数料

- 可燃ごみ／環境クリーンセンター
- 不燃ごみ／リサイクルプラザ
- せん定枝／せん定枝リサイクルプラント

## &lt;対象外&gt;

収集運搬手数料

- 粗大ごみ収集
- し尿収集



## 3 現在の処理手数料

処理手数料は、家庭から発生する一般廃棄物（以下「家庭系」という。）と、事業活動に伴って発生する一般廃棄物（以下「事業系」という。）に区分されています。

## (1) 家庭系

区分		単位	手数料
搬入	環境クリーンセンター（ごみ焼却施設）	10kg	50 円 1 回の搬入量が 30kg 以下の場合には無料
	リサイクルプラザ（ごみ中間処理施設）*		
	せん定枝リサイクルプラント（せん定枝たい肥化施設）		

\* 中間処理：不燃ごみ・粗大ごみの破碎・選別、びん類・缶類の選別

## (2) 事業系

区分		単位	手数料
搬入	環境クリーンセンター	10kg	100 円
	リサイクルプラザ		
	せん定枝リサイクルプラント		60 円

## 4 処理原価（令和 4 年度実績）

区分	処理原価	手数料	
		家庭系	事業系
焼却処理経費	30,779 円 / t	家庭系	5,000 円 / t
		事業系	10,000 円 / t
中間処理経費	70,351 円 / t	家庭系	5,000 円 / t
		事業系	10,000 円 / t
たい肥化処理経費	45,417 円 / t	家庭系	5,000 円 / t
		事業系	6,000 円 / t

## 5 手数料の推移

## (1) 家庭系

区分		単位	S50	S55	H6	H13	H20
搬入	環境クリーンセンター	10kg	15円	50円*1	→	→	50円*2
	リサイクルプラザ(注)		5円	50円*1	→	→	50円*2
	せん定枝リサイクルプラント		-	-	-	50円*2	→

(注)平成10年7月のリサイクルプラザ設置以前は最終処分場

\*1：1回の搬入量が30kg未満の場合無料

\*2：1回の搬入量が30kg以下の場合無料

## (2) 事業系

区分		単位	S50	S55	H6	H13	H20
搬入	環境クリーンセンター	10kg	15円	50円*1	→	84円*3	100円
	リサイクルプラザ(注)		5円	50円*1	→	84円*3	100円
	せん定枝リサイクルプラント		-	-	-	60円	→

(注)平成10年7月のリサイクルプラザ設置以前は最終処分場

\*1：1回の搬入量が30kg未満の場合無料

\*3：840円/100kgを10kgあたりに換算

## 6 他自治体の手数料

## (1) 近隣市

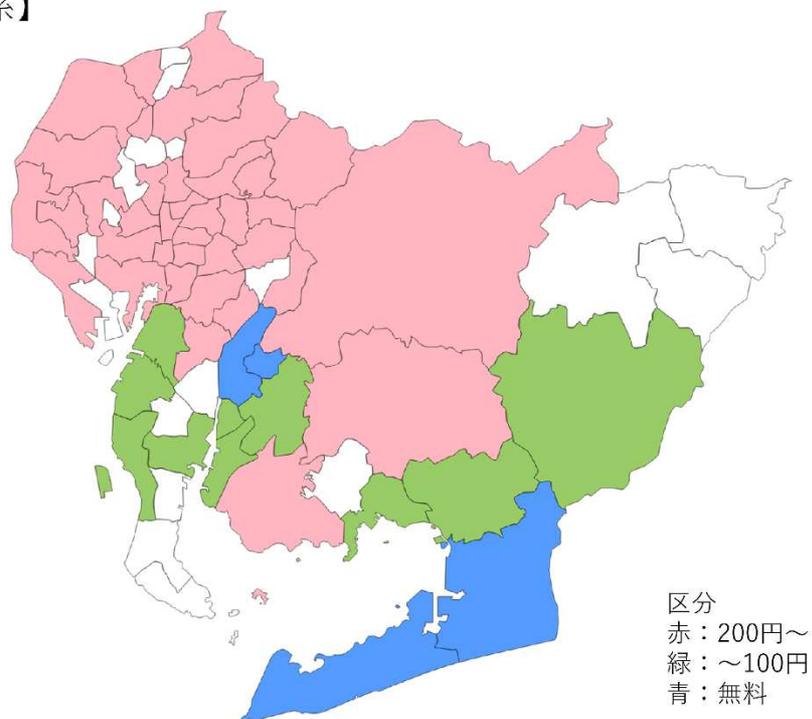
豊田市は令和 5 年 4 月に、岡崎市及び西尾市は同年 10 月に手数料を改定しており、処理施設への搬入手数料は家庭系・事業系ともに 10kg 当たり 200 円となっています。西尾市は 100kg 以下を無料としています。令和 12 年度から無料の取扱いを廃止する予定としています。

	単位	改定前		改定後		備考
		家庭系	事業系	家庭系	事業系	
豊田市	10kg	60 円 (50 円)	100 円 (90 円)	200 円	200 円	( ) 内は草・木の堆肥化の場合
岡崎市		70 円 100kg 以下 無料	100 円	200 円	200 円	
西尾市		70 円 100kg 以下 無料	110 円	200 円 100kg 以下 無料	200 円	R12 に無料枠 廃止
碧南市		50 円 100kg 以下 無料	100 円			衣浦衛生組合
高浜市						
刈谷市		無料	100 円			刈谷知立環境組 合
知立市						

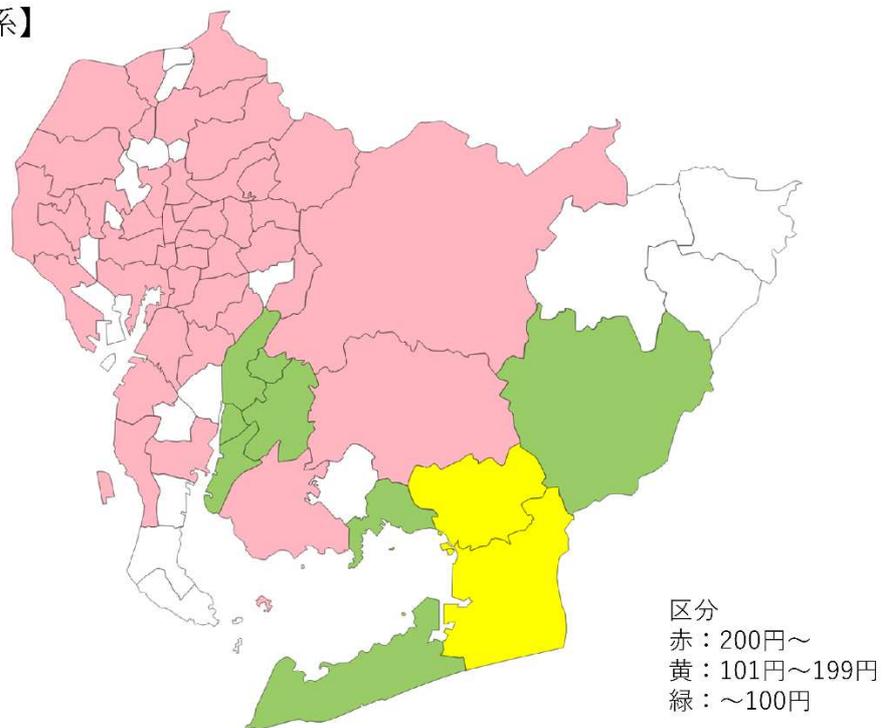
## (2) 県内市

県内市の搬入手数料を比較すると、三河地方は尾張地方に比べて安価な傾向にあり、尾張地方の多くの市における搬入手数料は、家庭系・事業系ともに 10kg 当たり 200 円となっています。

## 【家庭系】



## 【事業系】



## Ⅲ 手数料改定に向けた検討事項

### 1 家庭系ごみ

#### (1) 金額

特定の人（施設の利用者）のために提供した役務の対価という性質から、直接搬入に伴う経費として適切な金額の負担を求めることが適当と考えられます。

#### (2) 無料枠

1回の搬入量が 30kg 以下の場合には無料ですが、30kg を超えた場合に全量分を有料としています。制度としてわかりにくいため、30kg という重量の妥当性と合わせて、制度の在り方を見直す必要があります。

### 2 事業系ごみ

事業系ごみは排出事業者の自己責任による適正処理が義務付けられており、現行よりも処理原価に近づけるとともに、近隣市との均衡を図り、互いにごみの流出入を防ぐ必要があります。

### 3 せん定枝

リサイクルを推進するため、ごみ搬入手数料（焼却処理）との価格差を考慮して設定することが望ましいと考えられます。

## Ⅳ 今後のスケジュール

令和6年10月18日（金）	審議（第2回ごみ減量推進委員会）
令和6年12月20日（金）	審議（第3回ごみ減量推進委員会）
令和7年 2月18日（火）	答申（第4回ごみ減量推進委員会）

## V 資料

### 関係法令（抜粋）

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年 12 月 25 日号外法律第 137 号）

#### （事業者の責務）

第三条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となつた場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となつた場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

3 事業者は、前二項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

#### （事業者及び地方公共団体の処理）

第十一条 事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない。

2 市町村は、単独に又は共同して、一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物その他市町村が処理することが必要であると認める産業廃棄物の処理をその事務として行なうことができる。

3 都道府県は、産業廃棄物の適正な処理を確保するために都道府県が処理することが必要であると認める産業廃棄物の処理をその事務として行なうことができる。

#### （地方公共団体の処理）

第十三条 第十一条第二項又は第三項の規定により市町村又は都道府県がその事務として行なう産業廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準は、産業廃棄物処理基準（特別管理産業廃棄物にあつては、特別管理産業廃棄物処理基準）とする。

2 都道府県又は市町村は、産業廃棄物の処理施設の設置その他当該都道府県又は市町村が行なう産業廃棄物の収集、運搬及び処分に要する費用を、条例で定めるところにより、徴収するものとする。

○地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号）

#### （分担金等に関する規制及び罰則）

第二百二十八条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料については全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下本項において「標準事務」という。）について手数料を徴収する場合には、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数料を徴収することを標準として条例を定めなければならない

## ○安城市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 (昭和 47 年 3 月 30 日条例第 12 号)

## (事業者の責務)

第 3 条 事業者は、事業活動に伴って生じた廃棄物について、再利用を図る等その減量に努めるとともに、自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、廃棄物の減量及び適正な処理に関し市の施策に協力しなければならない。

## (市の責務)

第 4 条 市は、廃棄物の減量及び適正な処理に関し必要な施策を策定し、これを実施するものとする。

2 市は、廃棄物の減量及び適正な処理に関する啓発に努めるものとする。

3 市は、廃棄物の減量を目的とする市民の自主的な活動の促進に努めるものとする。

## (一般廃棄物処理手数料)

第 10 条 市は、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 227 条の規定により、一般廃棄物の収集、運搬及び処分について、占有者等から別表第 1 に定める一般廃棄物処理手数料を徴収する。

2 前項の手数料を徴収する数量は、市長の認定するところによる。

## 別表第 1 (その 1) (第 10 条関係)

種別	取扱区分	手数料
家庭系廃棄物 (し尿及び浄化槽汚泥を除く。)	市長が指示する場所に搬入するとき (特定家庭用機器廃棄物を除く。)	10 キログラムまでごとに 50 円。ただし、1 回の搬入量が 30 キログラム以下の場合、無料
	市長が粗大ごみを収集し、運搬し、及び処分するとき。	1 個につき 800 円
	市長が特定家庭用機器廃棄物を収集し、及び指定引取場所へ運搬するとき。	1 個につき 2,000 円
	市長が指示する場所に搬入された特定家庭用機器廃棄物を指定引取場所へ運搬するとき。	1 個につき 1,200 円
事業系廃棄物 (し尿及び浄化槽汚泥を除く。)	市長が指示する場所に搬入するとき。	10 キログラムまでごとに 100 円

## 別表第 1 (その 2) (第 10 条関係)

種別	取扱区分	手数料
し尿 (定額制)	世帯人員 10 人以下の家庭が使用する便槽	収集 1 回につき次の各号に掲げる収集の区分に応じ、当該各号に定める額 (1) 1 月に 1 回の収集又は 1 月に 2 回以上収集する場合の 1 回目の収集 次のア及びイに掲げる額の合計額 ア 1 便槽につき 250 円 イ 世帯人員 1 人につき 290 円 (2) 1 月に 2 回以上収集する場合の 2 回目以降の収集 640 円 (3) 2 月に 1 回の収集 次のア及びイに掲げる額の合計額 ア 1 便槽につき 250 円 イ 世帯人員 1 人につき 590 円

し尿 (従量制)	前項に掲げる便槽 以外の便槽又は同 項を適用すること が不適當な便槽	36 リットルまでごとに 350 円（工事等の施行に伴い設置された 仮設便所の便槽については、1,040 円に 36 リットルまでごとに 350 円を加算した額）
-------------	---	---

○安城市せん定枝リサイクルプラントの設置及び管理に関する条例（平成 12 年 12 月 21 日  
安城市条例第 56 号）

（利用者の範囲）

第 4 条 リサイクルプラントを利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する  
者とする。

- (1) 市民
- (2) 市内から発生するせん定枝等の取扱いを行う造園業者及び果樹栽培農家
- (3) その他市長が必要と認めた者

（手数料）

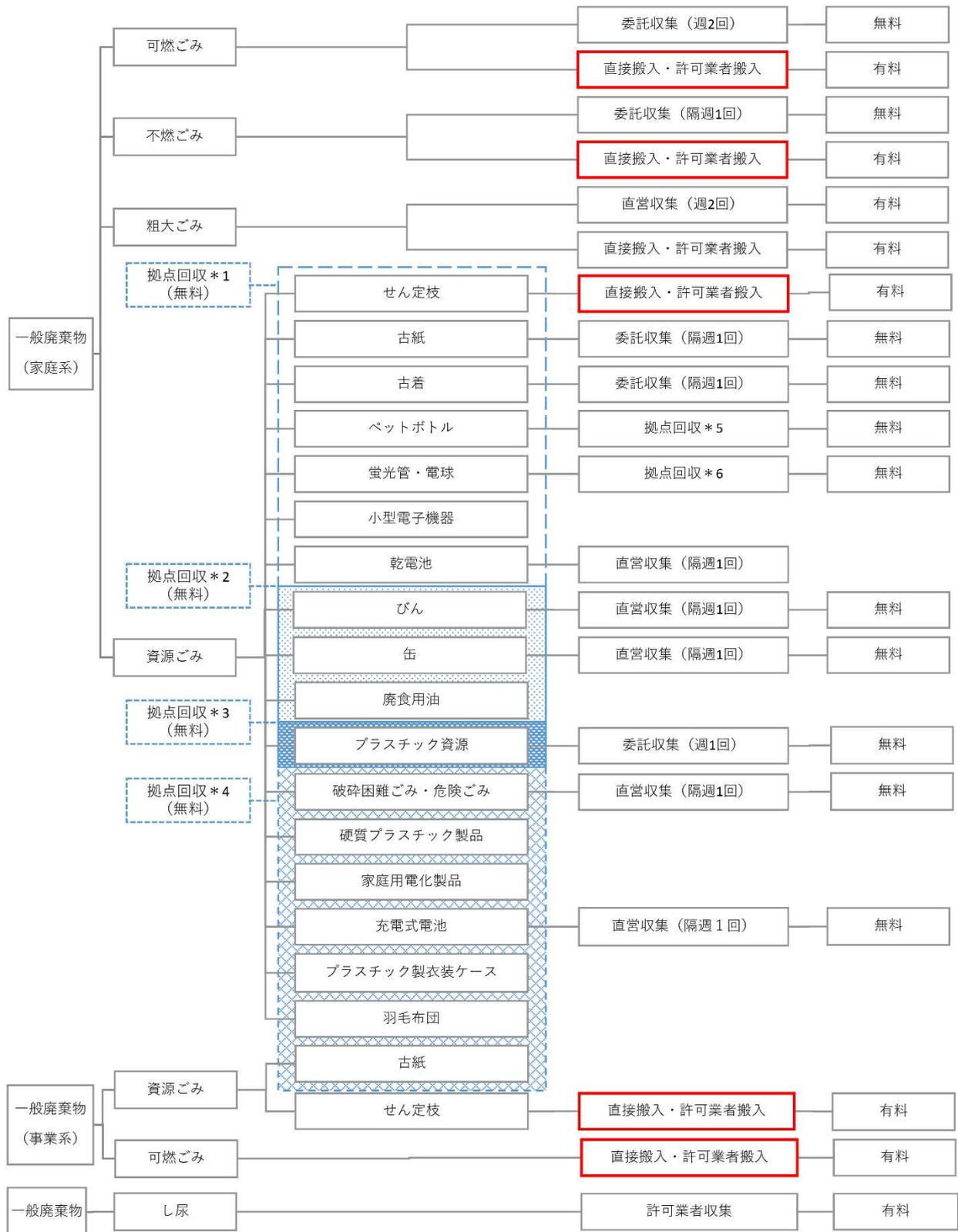
第 6 条 市長は、第 4 条の利用者から別表に定めるせん定枝等処理手数料（以下「手数料」  
という。）を徴収する。

2 前項の手数料を徴収する数量は、市長の認定するところによる。

別表（第 6 条関係）

区分	金額
第 4 条第 1 号に規定する者が一般家 庭から搬入するせん定枝等	10キログラムまでごとに50円。ただし、1回の搬入量 が30キログラム以下の場合、無料
第 4 条第 2 号に規定する者が業務上 搬入するせん定枝等	10キログラムまでごとに60円
上記以外で搬入するせん定枝等	10キログラムまでごとに60円

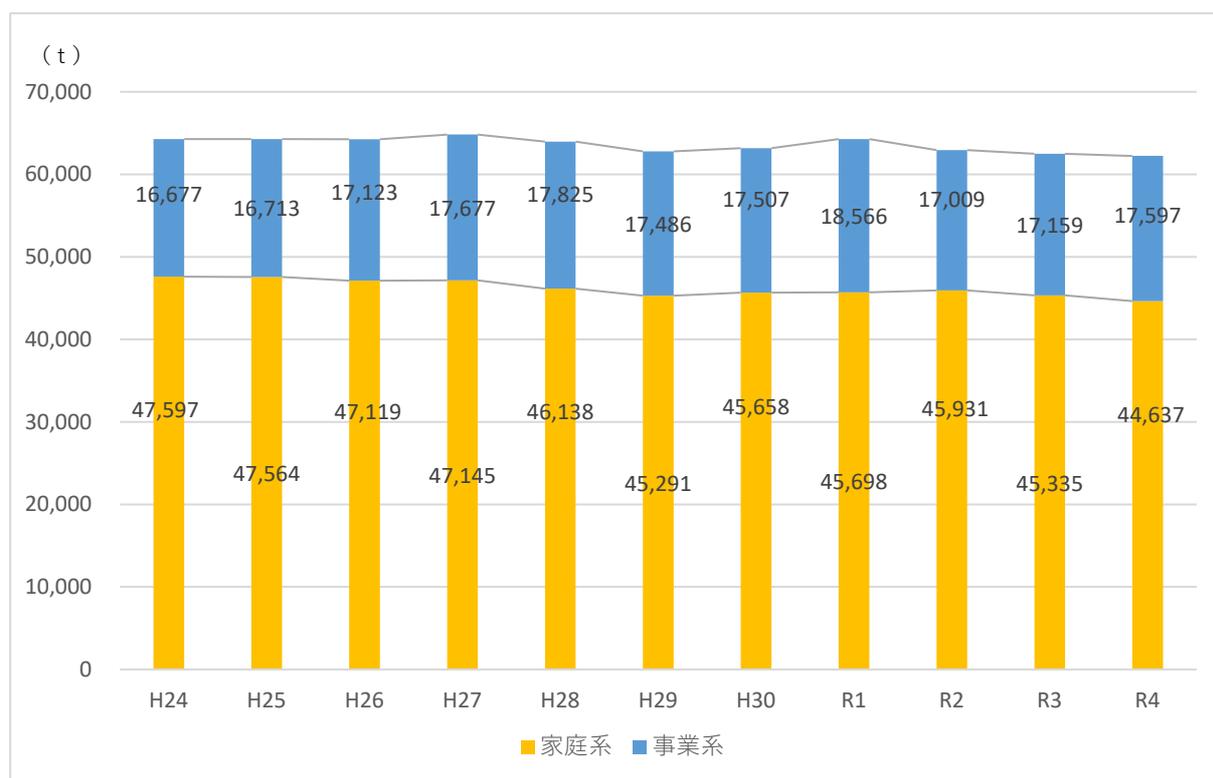
処理体系



\*1 リサイクルステーション     
 \*2 エコらんど、中部リサイクルステーション  
\*3 エコらんど、篠目リサイクルステーション     
 \*4 エコらんど  
 \*5 小中学校、町内会、スーパー等      \*6 家電販売店等

   : 手数料の改定の対象とするもの

## ごみ量の推移



※家庭系：可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ、集団資源回収の計

※事業系：可燃ごみ、資源ごみ（せん定枝）の計

## 処理施設への搬入量の推移

## ○環境クリーンセンター

(t)

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
可燃ごみ	45,068	45,154	45,430	46,377	46,411	46,260	46,882	48,769	47,280	47,317	47,454
家庭系	収集	29,110	29,047	29,174	29,403	29,289	28,911	29,217	29,668	29,680	29,544
	直接搬入	1,167	1,270	1,247	1,431	1,461	1,558	1,807	1,934	2,149	2,091
事業系	直接搬入	14,791	14,837	15,009	15,543	15,661	15,791	15,858	17,167	15,451	16,089

## ○リサイクルプラザ

(t)

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
不燃ごみ	1,054	1,033	1,001	1,019	907	927	1,009	980	1,089	977	929
家庭系	収集	1,029	1,008	982	999	881	903	978	956	1,064	965
	直接搬入	25	25	19	20	26	24	31	24	25	14
粗大ごみ	2,263	2,491	2,301	2,357	2,322	2,325	2,543	2,686	2,947	2,769	2,641
家庭系	戸別収集	87	107	125	92	89	90	98	127	111	112
	直接搬入	2,011	2,206	1,982	2,042	1,960	1,976	2,149	2,259	2,514	2,336
事業系*	直接搬入	165	178	194	223	273	259	296	300	321	272

\* 収集運搬業者による家庭系ごみの搬入

## ○せん定枝リサイクルプラント

(t)

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
搬入量	2,369	2,482	2,851	2,899	2,865	2,270	2,257	1,920	2,129	1,929	2,052
せん定枝	2,369	2,482	2,851	2,899	2,865	2,270	2,257	1,920	2,129	1,929	2,052
家庭系 直接搬入	483	606	737	765	701	575	608	521	571	524	544
事業系 直接搬入	1,886	1,876	2,114	2,134	2,164	1,695	1,649	1,399	1,558	1,405	1,508

## 処理費用の推移

区分		H30	R1	R2	R3	R4	
収集運搬	処理経費	円	639,249,762	676,515,051	708,689,564	721,592,846	740,899,680
	原価計算要素量	t	34,576	34,908	35,446	35,306	34,907
	原価	円/t	18,488	19,380	19,993	20,438	21,225
焼却処理	処理経費	円	1,309,139,862	1,197,027,618	1,327,083,590	1,413,107,631	1,587,444,251
	原価計算要素量	t	51,258	52,791	51,822	51,527	51,575
	原価	円/t	25,540	22,675	25,608	27,425	30,779
中間処理	処理経費	円	315,484,434	458,267,994	438,886,737	419,534,324	366,319,678
	原価計算要素量	t	5,031	5,079	5,607	5,427	5,207
	原価	円/t	62,708	90,228	78,275	77,305	70,351
たい肥化処理	処理経費	円	64,870,426	83,995,167	83,343,382	63,894,078	93,195,468
	原価計算要素量	t	2,257	1,920	2,129	1,929	2,052
	原価	円/t	28,742	43,747	39,147	33,123	45,417

## 県内他市の手数料（搬入手数料）

## 尾張地方（名古屋・尾張）

自治体	家庭系	事業系	備考	改定年度
名古屋	200	200		H16
一宮	200	200		H24
瀬戸	200	200		R3
春日井	200	200	10kg以下無料(家庭系)	R4
犬山	200	200		H25
江南	200	200		H24
小牧	220	220	20kg以下は440円定額	R4
稲沢	200	200		H24
尾張旭	200	200	50kg以下は1,000円定額	R3
岩倉	220	220	20kg以下は440円定額	R4
豊明	200	200		H31
日進	200	200	20kg以下は400円定額	H28
清須	-	-	該当施設なし	-
北名古屋	-	320		H22
長久手	200	200	50kg以下は1,000円定額	R3

## 尾張地方（海部）

自治体	家庭系	事業系	備考	改定年度
津島	200	200		不明
愛西	200	200		H19
弥富	200	200		H19
あま	200	200		H19

## 尾張地方（知多）

自治体	家庭系	事業系	備考	改定年度
半田	100	200		R4
常滑	100	200		R4
東海	85	200		R6
大府	200	200		H31
知多	85	200		R6

## 三河地方（西三河）

自治体	家庭系	事業系	備考	改定年度
岡崎	200	200		R5
碧南	50	100	100kg以下無料(家庭系)	H26
刈谷	無料	100		H18
豊田	200	200		R5
安城	50	100	30kg以下無料(家庭系)	H20
西尾	200	200	100kg以下無料(家庭系) * R12に無料枠廃止	R5
知立	無料	100		H18
高浜	50	100	100kg以下無料(家庭系)	H26
みよし	200	200	20kg以下は400円定額	H28

## 三河（東三河）

自治体	家庭系	事業系	備考	改定年度
豊橋	無料	150		H31
豊川	60	130		H25
蒲郡	60	100	100kg以下無料(家庭系粗大ごみ) 50kg以下無料(家庭系その他)	H28
新城	80	100	50kg以下は400円定額(家庭系) 1,000円/100kg(事業系)	改定無
田原	無料	100	有料指定袋が必要(家庭系)	R1